

経済産業Report

2023年5月23日 Vol.7

転換点を迎える「技能実習制度」

技能実習制度の廃止を検討

今年5月11日、政府の「技能実習制度および特定技能制度の在り方に関する有識者会議」は外国人材の受け 入れ、なかでも「技能実習制度」について検討する中間報告書を公表しました。

1993年に始まった技能実習制度は、開発途上地域等への技術移転を通じた国際貢献を目的としていますが、 人手不足が深刻化するなか、労働力確保の手段として利用されるなど、実態との乖離が課題となっています。

本報告書では、こうした課題の解決に向けて、技能実習生を"労働者"と位置づけて適正な受け入れを行うため、 現行制度の廃止と新たな制度創設の検討を提言しています(図表1)。

図表1 新たな制度の方向性(一部抜粋)

四次・ 初たな前及の方向は、				
	現行制度(技能実習制度)	新たな制度		
目的	人材育成(技術移転)を通じた国際貢献	人材確保と人材育成		
職種	特定技能制度(注)と不一致	特定技能制度と一致させる		
転 籍	転籍は原則不可	制限は残しつつも、従来よりも緩和		
管理·支援体制	監理団体、登録支援機関等の監督・支援が不十分	要件の厳格化により、不適切な団体は排除		
日本語能力	教育水準の定めなし	一定水準の能力確保・段階的な能力向上		

(注)特定技能制度・・・2019年に開始された外国人労働者の受入れ拡大を目的とした制度

(資料)法務省「技能実習制度および特定技能制度の在り方に関する有識者会議 中間報告」を基に当部作成

技能実習生の割合が高い広島県

2022年の広島県内の外国人労働者数は38,698人と、2007年の届出義務化以降、過去最高を更新していま す(図表2)。このうち、技能実習生は14,236人で、愛知県、大阪府、東京都、埼玉県、茨城県に次いで全国第6 位、外国人労働者数に占める割合も36.8%(全国18.8%)と高くなっています(図表3)。このため、制度変更の影 響は大きいものとみられ、今後の動向を注視しておく必要があります。



2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 (注)各年10月末

(資料)広島労働局「外国人雇用状況の届出状況」より当部作成

図表3 在留資格別の外国人労働者数(2022年)

			(単位:人、%)	
	広島県		全国	
	人数	構成比	人数	構成比
専門的·技術的分野	7,079	18.3	479,949	26.3
特定活動	1,788	4.6	73,363	4.0
技能実習	14,236	36.8	343,254	18.8
資格外活動(留学等)	6,506	16.8	330,910	18.2
身分に基づく在留資格 (永住者・定住者等)	9,089	23.5	595,207	32.7

- (注1)10月末、在留資格の不明者を除く
- (注2)特定技能は専門的・技術的分野に含まれる
- (資料)広島労働局「外国人雇用状況の届出状況」より当部作成
- 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。 本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料の ご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます
- 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当:稲田(ha082 247 4958) までお願いします。